

議案第86号

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の一部を次のように改正する。
目次中「第49条」を「第50条」に、「第50条・第51条」を「第51条・第52条」に、「第52条」を「第53条」に改める。

第52条を第53条とする。

第7章中第51条を第52条とし、第50条を第51条とする。

第6章中第49条の次に次の1条を加える。

（遅延損害金等）

第50条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、遅延損害金額を加算して徴収する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町水道事業給水条例の新旧対照表

現 行	改 正
目次	目次
第1章 総則 (第1条～第4条)	第1章 総則 (第1条～第4条)
第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条～第16条)	第2章 給水装置の工事及び費用 (第5条～第16条)
第3章 給水 (第17条～第26条)	第3章 給水 (第17条～第26条)
第4章 料金及び手数料 (第27条～第37条)	第4章 料金及び手数料 (第27条～第37条)
第5章 分担金 (第38条～第42条)	第5章 分担金 (第38条～第42条)
第6章 管理 (第43条～第49条)	第6章 管理 (第43条～第50条)
第7章 貯水槽水道 (第50条・第51条)	第7章 貯水槽水道 (第51条・第52条)
第8章 補則 (第52条)	第8章 補則 (第53条)
附則	附則
(町の責務)	<u>(遅延損害金等)</u>
第50条 (略)	第50条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、 <u>遅延損害金額を加算して徴収する。</u>
2 (略)	(町の責務)
(設置者の責務)	第51条 (略)
第51条 (略)	2 (略)
第52条 (略)	(設置者の責務)
	第52条 (略)

現	行	改	正
2 (略) (委任) 第52条 (略)	2 (略) (委任) 第53条 (略)		